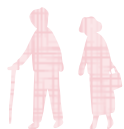


第4期

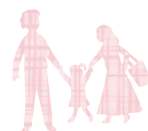
ゆうきの地域福祉計画

～共に支えあい やさしさをつむぐまち 結城～

概要版



令和5年3月
結城市



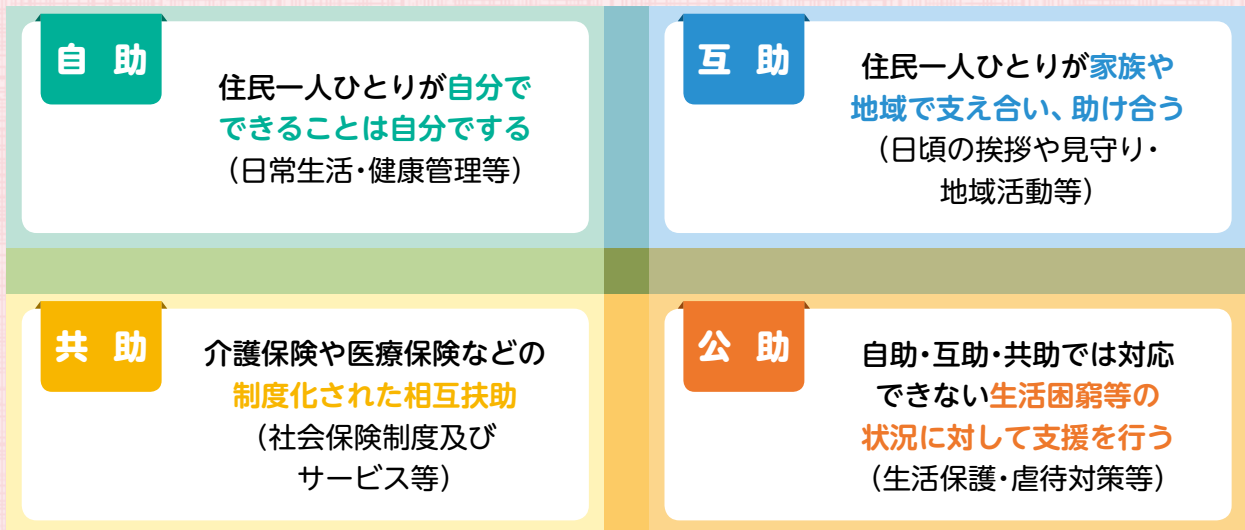
1

地域福祉ってなに？

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助けあい支えあう地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助けあい支えあう「互助」の考え方を持つことが大切です。

本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方

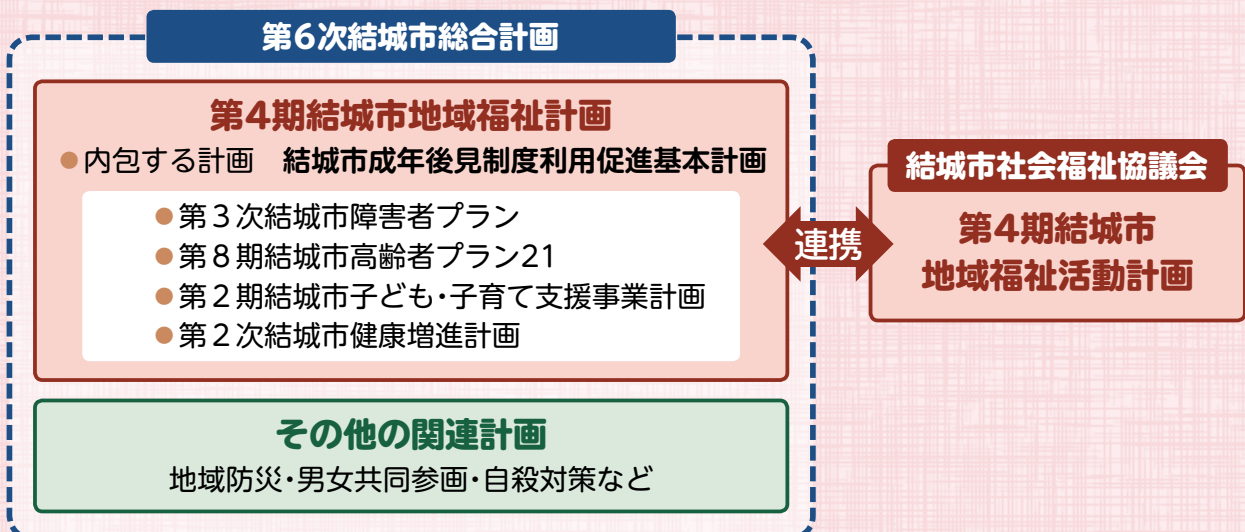


2

地域福祉計画ってどんな計画？

市民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。また、社会福祉協議会が中心となって策定される、地域福祉活動計画と連携・協調しながら推進します。

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。



共に支えあい
やさしさをつむぐまち 結城



本計画では、「共に支えあい やさしさをつむぐまち 結城」を基本理念とし、市民、地域団体、企業・事業所、行政など多様な主体が地域福祉に関心をもち、それぞれが持つ強みや機能を発揮しながら、連携・協働することで、包括的に支えあうことができる地域共生社会の実現を目指します。

なお、本計画においては、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法第116条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」の方向性を示すものとします。

基本目標① 地域を共に支えあう人づくり

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。そのため、日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支えあいの意識の向上を図ります。

地域福祉を担う人材や団体は、地域福祉を進める上で欠くことができません。多様化する地域課題の解決に向けて、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されており、今後も次代の地域福祉を担う人材・団体を育成・支援し、担い手の確保を図ります。

基本目標② 誰一人取り残さない支援体制づくり

高齢者や障害者、子育て、生活困窮等の分野ごとの支援体制を充実するとともに、各分野が相互に連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、社会的孤立を防ぎ、制度の狭間を作らない仕組みづくりを推進します。

また、多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

基本目標③ 住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくり

地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため、日頃からの見守り体制の充実や避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

基本理念

共に支えあい

やさしさをつむぐまち

結城

基本目標 ①

地域を
共に支えあう
人づくり

基本施策と主な取組

1 地域で支えあい助けあう意識の醸成

- ① 地域福祉の意識の醸成
- ② 多様性を認めあう意識の醸成
- ③ 住民同士の互助意識の醸成

2 地域福祉活動の担い手育成・活動支援

- ① 地域を担う人材の育成・活動支援
- ② ボランティアの育成・活動支援

基本目標 ②

誰一人
取り残さない
支援体制づくり

1 包括的な相談支援体制の整備

- ① 身近な地域での相談先の充実
- ② 包括的な(属性を問わない)相談体制の整備
- ③ 多機関との連携強化

2 総合的・包括的な支援の充実

- ① 市民に分かりやすい福祉情報の提供
- ② 重層的な支援体制の整備
- ③ アウトリーチを通じた継続支援

基本目標 ③

住み慣れた地域で
誰もが安心して
生活できる
地域づくり

1 安全・安心な地域づくり

- ① 避難行動要支援者対策の充実
- ② 災害時に備えた支援や連携体制の強化
- ③ 地域で取り組む防犯体制づくり

2 みんながふれあえる地域づくり

- ① 誰もが参加しやすい地域の場の充実
- ② 見守りネットワークの充実

3 みんなで支えあえる地域づくり

- ① 身近な地域で支えあう体制・基盤の整備
- ② 課題を抱える人に気づき支える支援体制の推進
- ③ 社会的孤立防止体制・対策の推進

基本目標と主な取組

結城市
成年後見制度
利用促進基本計画

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ① 中核機関の設置
- ② 地域連携ネットワークの構築

2 成年後見制度の周知及び啓発の強化

- ① 制度の広報・普及

3 相談支援機能及び利用支援体制の強化

- ① 相談・支援体制の強化

地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標① 地域を共に支えあう人づくり

基本施策① 地域で支えあい助けあう意識の醸成

地域での支えあい、助けあいの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進するとともに、誰もが活躍できる地域社会を目指して互いに認めあう意識の醸成に向けた啓発に努めます。

また、市民が生涯にわたって、福祉や地域福祉について学ぶ機会が得られるよう、各種講座等を開催します。

主な取組

- ① 地域福祉の意識の醸成
- ② 多様性を認めあう意識の醸成
- ③ 住民同士の互助意識の醸成

基本施策② 地域福祉活動の担い手育成・活動支援

地域で発生した福祉ニーズを適切な支援に結びつけられるよう支援する役割を担っている者や団体の活動支援のために情報提供や研修会を開催し、地域福祉の活性化を目指します。

また、ボランティア活動・市民活動に参加しやすい環境をつくるため、中学生や高校生を対象としたボランティア体験をはじめ、各機関と連携し、市民活動のすそ野拡大に資する様々な事業を展開します。

主な取組

- ① 地域を担う人材の育成・活動支援
- ② ボランティアの育成・活動支援



基本目標② 誰一人取り残さない支援体制づくり

基本施策① 包括的な相談支援体制の整備

身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には、途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とするすべての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に努めます。

主な取組

- ① 身近な地域での相談先の充実
- ② 包括的な(属性を問わない)相談体制の整備
- ③ 多機関との連携強化

基本施策② 総合的・包括的な支援の充実

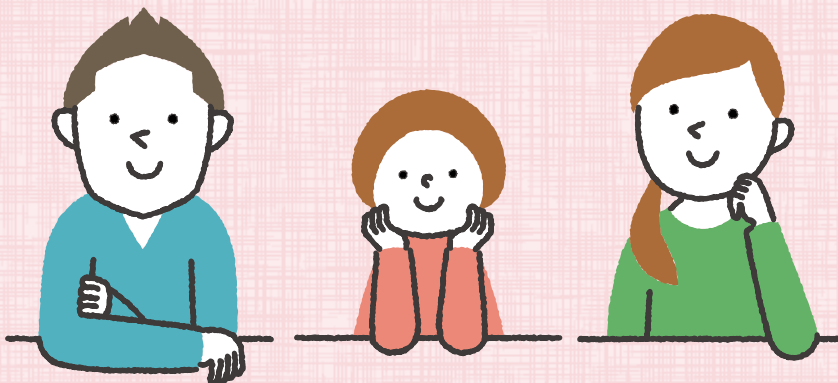
生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、関係機関と連携し、早期把握に努めるとともに、経済的課題等に関する包括的な相談支援や就労等に関する支援等を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

住民目線での福祉情報の提供に取り組む他、相談窓口での個別相談、アウトリーチによる訪問等により、本人も気づいていない課題も含めた洗い出しを行い、利用できる支援制度の案内や手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を行います。就労支援としてハローワークとも連動し、適性や希望に沿った求人の紹介、就職活動へのアドバイスなどを行います。

また、社会的ひきこもり対策への取組は、学校や事業主、地域住民等の多様な主体と協働し、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進していきます。

主な取組

- ① 市民に分かりやすい福祉情報の提供
- ② 重層的な支援体制の整備
- ③ アウトリーチを通じた継続支援



基本目標③

住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくり

基本施策① 安全・安心な地域づくり

行政・支援者・事業者が連携を取り、緊急時にスムーズな避難が実行できる仕組みづくりを進めます。避難行動要支援者の登録勧奨を進めるとともに、要支援者自身が緊急時の避難方法や避難場所をあらかじめ決めておけるように支援を行います。

地域においては、「自助・互助・共助・公助」の取組を強化し、地域の防災意識の向上や防犯体制の充実を図ります。

さらに、社会福祉法人等との連携を図り、備蓄物資の整備や避難所開設訓練などを行い、より実効性のある避難活動の実現に向けた取組を進めます。

主な取組

- ① 避難行動要支援者対策の充実
- ② 災害時に備えた支援や連携体制の強化
- ③ 地域で取り組む防犯体制づくり

基本施策② みんながふれあえる地域づくり

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援、サロン等の多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支えあいの地域づくりに取り組みます。

地域でのふれあいや交流の場を通して、さりげない見守りができる地域づくりを推進します。

主な取組

- ① 誰もが参加しやすい地域の場の充実
- ② 見守りネットワークの充実

基本施策③ みんなで支えあえる地域づくり

住民一人ひとりが声かけや見守り活動などへ積極的に参加し、課題を抱える人を地域で孤立させないように助けあい、協力し合える地域づくり、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

さらに高齢者、障害者、子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。

こうした取組を、早期からの予防的な取組とともに、迅速に対応できるよう、「自助・互助・共助・公助」の組み合わせにより推進していきます。

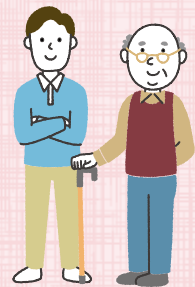
主な取組

- ① 身近な地域で支えあう体制・基盤の整備
- ② 課題を抱える人に気づき支える支援体制の推進
- ③ 社会的孤立防止体制・対策の推進

成年後見制度利用促進基本計画

認知症高齢者や一人暮らし高齢者、知的障害者や精神障害者の増加が見込まれる中、成年後見制度が十分に理解されていない状況があります。この制度を普及させていくために平成28年5月に「成年後見制度の利用に関する法律」が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画の策定が閣議決定されました。

そこで、本市でもすべての市民が安心して暮らせる地域を目指し、本計画に成年後見制度利用促進基本計画を含めて策定しています。



成年後見制度とは…

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人等」が、本人に代わり生活全般にかかる必要な意思決定を支援し、本人が不利益を受けないようにします。

本市の現状

- 成年後見制度の認知度は、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」、「名前も制度の内容も知っている」と合わせると6割となっています。
- 制度利用者に関しては、増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の支援に必要な総数と比較すると少ない現状となっています。知的障害者や精神障害者も近年増加傾向であり、家族の高齢化や親亡き後に身寄りのない障害者の増加が見込まれることから、成年後見制度の需要は一層高まると考えられます。

基本目標① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築し、本人及び後見人等を支援する体制を整備します。

主な取組

- ① 中核機関の設置
- ② 地域連携ネットワークの構築

基本目標② 成年後見制度の周知及び啓発の強化

認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、安心して成年後見制度を利用していただけるよう、広く周知を行います。

主な取組

- ① 制度の広報・普及

基本目標③ 相談支援機能及び利用支援体制の強化

本人や親族が安心して成年後見制度を利用できる仕組みとして、相談支援機能の強化を図るとともに、制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、市長申立てにつなげる等、権利擁護支援を必要とする人の早期発見・早期対応に努めます。

主な取組

- ① 相談・支援体制の強化

第4期 ゆうきの地域福祉計画 概要版 令和5年3月

発行・編集 結城市 保健福祉部 社会福祉課

〒307-8501 茨城県結城市中央町二丁目3番地

TEL 0296-32-1111 FAX 0296-33-6628 URL <https://www.city.yuki.lg.jp/>